

倉敷市請負工事提出書類一覧(土木版)【改定版 R7.2.1】

この請負工事提出書類一覧(土木版)は、一般的な土木工事における標準的な提出書類を記載しております。工事種別に応じ、提出書類は異なる場合があります。

1. 工事着手前

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者 保管	
0-1	入札金額内訳書		■		■	■				
0-5	施工実績証明書		■		■		■			
1-1	通知に係る事前説明事項							<p>「建設リサイクル法通知工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。</p> <p>特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた収集運搬業者、処分業者に特定建設資材廃棄物の運搬、処理を委託する場合、委託先の業者からの見積書(写)を提出すること。 また、解体工事に要する費用についても工事を直接行う者からの見積書(写)を提出すること。</p>		建設リサイクル法第12条 一般仕様書
1-5	通知に係る事前説明事項別紙									
1-10-1	分別解体等の計画等(解体工事)		■		■					
1-10-2	分別解体等の計画等(新築工事等)									
1-10-3	分別解体等の計画等(土木工事等)									
1-15	工程表									
2-1	工事請負契約書	■	■		■			契約時に作成して提出すること。		倉敷市工事執行規則第6条
2-5-1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面【建築物に係る解体工事の場合】		■		■		■	【建築物に係る解体工事の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-5-2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面【建築物に係る新築工事等の場合】		■		■		■	【建築物に係る新築工事等の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-5-3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面【建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合】		■		■		■	【建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-10	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第2項に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項の変更について(協議)		■		■		■	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に規定する事項に該当するものを変更するときは、変更契約書を提出する前に監督員に提出し協議すること。		建設リサイクル法第13条

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
2-15-1	【変更契約用】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面(建築物に係る解体工事の場合)		■		■			■【建築物に係る解体工事の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、変更契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-15-2	【変更契約用】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面(建築物に係る新築工事等の場合)		■		■			■【建築物に係る新築工事等の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、変更契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-15-3	【変更契約用】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)		■		■			■【建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合】 「建設リサイクル法通知工事」において、変更契約書の継紙として提出すること。		建設リサイクル法第13条
2-20	契約保証(証)書又は契約保証金		■		■			■ 契約時に提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第4条
3-1	工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書		■		■			■ 契約時に作成して提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第28条
4-1	請求書(前払金)		■		■			■ 前払金が必要な場合に提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第34条
4-5	保証証書(前払金)		■		■			■ 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と保証契約を締結する場合には、請求書に当該保証証書(正副2通)を添えて提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第34条
5-1	監督員通知書	■						■ 発注者は、工事請負契約締結後すみやかに受注者に通知すること。		倉敷市工事請負契約約款第9条
6-1-1	現場代理人等選任届		■		■			■ ①現場代理人は、作業期間中、特段の支障がない限り工事現場に常駐すること。 ②同一現場で主任技術者(監理技術者)は兼務できるが、他工事の現場代理人や主任技術者等の兼務は原則不可である。変更した場合は、その都度変更届を提出すること。 ③請負額4,500万円以上は主任技術者を専任で配置すること。下請契約の総額が5,000万円以上は元請負業者に監理技術者を専任で配置すること。		倉敷市工事請負契約約款第10条 倉敷市工事執行規則第42条
6-1-2	現場代理人等選任届(変更)		■		■			■		倉敷市請負契約約款第10条 倉敷市工事執行規則第42条
6-5-1	配置予定技術者の確認資料 一般競争入札(条件付)にあっては参加資格審査申請時、指名競争入札等にあつては、現場代理人等選任届提出時に提出		■		■			①資格を証明する書類 ・監理技術者の場合、監理技術者資格証の写しおよび講習(登録)修了証の写し。 ・主任技術者の場合(市内業者は不要)、資格証明書等の写し(国家資格を有する技術者)または実務経験証明書(実務経験による技術者)。 ②雇用関係を証明する書類(市内業者の場合は不要) ・健康保険被保険者証の写しまたは監理技術資格者証(表・裏両面)の写し。		
6-5-2	主任技術者(監理技術者)の経歴書		■	■						
6-5-3	主任技術者(監理技術者)資格証明書の写し		■	■						

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
6-10	現場代理人兼任届		■	■	■		■	一定の要件を満たす場合に兼任を認めるもので、現担当課に提出・確認後、新たな工事担当課に提出・確認を受けたものを、現場代理人等選任届に添付して契約課に提出すること。		
6-15	現場代理人兼任承諾申請書(兼承諾書)		■	■	■		■	倉敷市以外が発注した工事と兼任する場合に、その発注者から求めがあった場合に作成すること。		
6-20	現場代理人及び主任(監理)技術者の工事現場への常駐(専任)義務の緩和に係る協議書		■				■	一定の要件のもとに現場代理人の常駐義務、主任(監理)技術者の専任義務を緩和する。		
6-25	工場製作期間における主任技術者等選任届		■		■		■	入札公告において主任技術者等を変更することが認められることを明らかにしている工事では、工場製作が行われている場合のみ提出できる。		
6-26	主任技術者兼任届		■		■		■			
6-28	主任技術者兼任承諾申請書(兼承諾書)		■		■		■			
6-30	監理技術者兼任届(兼監理技術者補佐選任届)		■		■		■			
6-35	監理技術者兼任承諾申請書(兼申請書)		■		■		■			
7-1	倉敷市暴力団排除条例に関する誓約書(元請負業者用)		■		■		■	対象:契約金額が130万円を超える 建設工事の契約(公共請負工事)を締結した場合に提出が必要。また、元請負人は契約締結時に原本を契約課へ提出すること。		
7-10	請負代金内訳書		■	■			■	受注者は、請負契約締結後、14日以内に法定福利費を明示した請負代金内訳書を担当課へ提出すること。 【※令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から適用】 発注者が請負代金内訳書の提出を求めた時は、請求があつてから14日以内に発注課へ提出すること。 【※令和5年3月31日以前に契約を締結する工事に適用】		倉敷市工事請負契約約款第3条
8-1	下請負選定一覧届出書		■	■			■	工事の一部を下請に付する場合に、担当課へ提出し承認を受けること。 なお、担当課で承認を受けたのち、下請負契約を締結すること。 また、下請負選定一覧届出書の内容に追加・変更が生じる場合にも、担当課へ提出し承認を受けること。		倉敷市工事請負契約約款第7条 倉敷市工事執行規則第39条
8-5	市外業者を下請業者とする理由書		■	■			■			

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
9-1	施工体制台帳		■	■			■	<p>工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出すること。</p> <p>●施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲について 建設業者以外の者で、建設工事の完成を請負っていない警備業者、測量・調査業者等については、建設業法上、施工体制台帳への記載は必要ないため、今後は、施工体制台帳への記載を不要とする。ただし、施工計画書には、会社名、責任者名、連絡先を必ず記載することとする。</p> <p>注)施工体制台帳に変更が生じた場合には、その都度提出すること。</p>		<p>入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書</p>
9-1-1	施工体制台帳【添付資料】 下請負の相手方及び内容		■	■			■			岡山県土木工事共通仕様書
9-1-2	元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し		■	■						建設業法施行規則第14条
9-1-3	元請業者が下請業者と締結した請負契約に係る契約書の写し		■	■						建設業法施行規則第14条
9-1-4	倉敷市暴力団排除条例に関する誓約書 (下請業者用)		■	■			■	<p>元請負人と一次下請負人における下請契約が130万円を超える場合は、元請負人と一次下請負人が締結する時点で、一次下請負人は元請負人へ誓約書を提出すること。 下請契約がある場合は施工体制台帳等提出時に下請負人の誓約書の写しを担当課へ提出すること。 また、再下請負の場合も同様とすること。</p>		
9-1-5	元請業者の主任(監理)技術者、監理技術者補佐(置いた場合)及び専門技術者(置いた場合)が資格を有することを証する書面又はこれらの写し		■	■						建設業法施行規則第14条
9-1-6	元請業者の主任(監理)技術者、監理技術者補佐(置いた場合)及び専門技術者(置いた場合)が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書面又はこれらの写し		■	■						建設業法施行規則第14条
9-5	工事業所災害防止協議会兼施工体系図		■	■			■	<p>下請契約における各受注者の施工の分担関係を表示した工事業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲げ、また、監督員にも提出すること。 注)工事業所災害防止協議会兼施工体系図に変更が生じた場合には、その都度提出すること。</p>		<p>入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書</p>
9-10	作業員名簿		■	■			■			<p>入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書</p>
9-15	施工体制台帳 【再下請負通知書】		■	■			■			<p>入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書</p>
9-15-5	倉敷市暴力団排除条例に関する誓約書 (再下請業者用)		■	■			■	<p>再下請負通知人と再下請負人における下請契約が130万円を超える場合は、施工体制台帳【再下請負通知書】提出時に再下請負人の誓約書の写しを担当課へ提出すること。</p>		

No.	書類名称	作成者					HP掲載	内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課			契約課	
10-5	【建退共】 掛金出納書提出用台紙		■	■			■	●請負額1,000万円以上の工事については、掛金出納書(発注者用)を工事請負契約後、原則1か月以内(電子申請方式による場合)にあっては、工事請負契約後原則40日以内)に提出すること。		一般仕様書
10-5-1	【建退共】 掛金出納書(電子申請方式)		■	■			■			一般仕様書
11-1	登録内容確認書 【工事実績情報システム(コリンズ)】		■					※受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提示する。 ●受注時または変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。 完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録をすること。 なお、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時を省略できる。	■	一般仕様書
12-1	事前調査・計画・報告書		■	■				必要に応じて提出すること。		
12-5	事前調査実施報告書		■	■				公益占有物件所有者等と確認した調査報告書を提出すること。(必要に応じて写真添付)		
12-10	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)		■	■				設計図書と差異があった場合のみ提出する。		
12-11	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)		■					設計図書と一致している場合は、提示とする。	■	
12-15	家屋調査計画書(報告書)		■	■				調査日の10日前までに提出し、調査後1か月以内に報告書を提出すること。		
12-20	井戸調査計画書(報告書)		■	■				調査日の10日前までに提出し、利用状況・水位・濁り・水質試験、家屋調査時に井戸の有無を確認すること。		
12-25	試掘調査計画書(報告書)		■	■				調査日の10日前までに提出し、調査後5日以内に報告書を提出すること。		
12-30	写真撮影計画書		■	■				調査日の10日前までに提出すること。		
13-1	設計図書等との不一致等の確認について		■	■				工事の施工にあたり、倉敷市工事請負契約約款第18条第1項1～5号のいずれかに該当する事実を発見した場合、監督員に提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第18条 倉敷市工事執行規則第48条
13-5	設計図書等との不一致等確認事項に関する措置について	■						調査終了後14日以内に、その結果を受注者に通知する。やむを得ない理由があるときは、受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。		倉敷市工事請負契約約款第18条 倉敷市工事執行規則第48条
14-1	リサイクルステッカー (リサイクル通知書)	■						受注者は、「建設リサイクル通知書」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでは、当該工事に着手してはならない。受注者は「建設業の許可票」もしくは「解体工事業者登録票」の標識にステッカーを貼付すること。		建設リサイクル法第11条 一般仕様書
15	施工計画書		■	■				受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を「岡山県土木工事共通仕様書」1-1-1-4に従い作成し監督員に提出すること。 ただし、受注者は監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。なお、施工計画に大きく影響しない場合(重要変更でない場合)については、提出は不要とする。 提出が不要な例: 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減や工期のわずかな変更。		一般仕様書 岡山県土木工事共通仕様書
15-1-1	再生資源利用計画書 (施工計画書添付)		■	■				土砂500m ³ 以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上を搬入する場合に提出すること。		一般仕様書 COBRIS
15-1-2	再生資源利用促進計画書 (施工計画書添付)		■	■				土砂500m ³ 以上、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を合計200t以上を搬出する場合に提出すること。		一般仕様書 COBRIS
15-1-3	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(施工計画書添付)		■	■		■		【令和5年5月26日以降に請負契約を締結する工事から適用】 土砂500m ³ 以上搬出する場合に提出し、現場に掲示すること。		一般仕様書
16-1	使用承諾願		■	■		■		使用承諾願を監督員に提出して承諾を得た後、使用すること。 変更があった場合には、変更使用承諾願を作成し監督員に提出すること。		一般仕様書
17-1	施工図・機器製作図		■	■				必要に応じて、施工日の30日前までに提出すること。		
18-1	工場検査願									
19-1	関係機関協議資料(道路使用許可等)		■					許可後の資料については、提示とする。ただし、監督員から請求があった場合は、提出する。	■	

2. 施工中

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
20-1-1	工事打合簿 (監督日誌添付書類)	■	■	■		■				
20-1-2	検査・段階確認書 (監督日誌添付書類)		■	■		■				
20-1-3	立会書 (監督日誌添付書類)		■	■		■				
20-1-4	工事に関する指示伺、工事に関する指示書 (監督日誌添付書類)	■		■				設計変更の必要が生じた場合において、監督員は速やかに変更内容を掌握し、受注者と協議のうえ、その内容を決定し、指示書により受注者に通知すること。		倉敷市工事請負契約約款第19条 倉敷市工事設計変更基準第6条
21-1-1	材料検査・確認書 (材料検査簿添付書類)		■	■		■				
21-5	材料納品伝票		■	■				<p>【伝票の提出が必要なもの】:伝票だけが品質を証明するもの 地盤改良材、塗料、コア抜きできない橋面舗装、橋梁補修材、中込め注入材などは、伝票の提出、数量の確認、集計表の作成を必要とする。</p> <p>【伝票の提出が不要なもの】 上記以外は、全て提示とし、提出は不要。 また、品質(材料承諾願の規格等)について納入伝票のチェックを行うが、数量の確認は 要しない。(集計表も不要)</p>	■	一般仕様書
22-5	実施工程表		■	■		■		<p>当初請負金額4,500万円以上は工事着手前に当初を、その後は毎月初めに提出すること。 当初請負金額1,000万円以上4,500万円未満は工事着手前に当初を、その後は月初め(2ヶ月に1回)に提出すること。 当初請負金額1,000万円未満は工事着手前に当初を、工事着手後の提出は省略するものとする。 なお、必要に応じて発注者が求めた場合は、速やかに提出すること。 これ以外の詳しい様式にて管理するときは、その様式を提出してよい。</p>		一般仕様書
22-7	工事履行報告書		■	■		■		毎月提出		岡山県土木工事共通仕様書
22-10	工事旬報		■			■				
22-15	工事月報		■			■		※工程管理に関する書類は、実施工程表と工事履行報告書の提出を基本とする。 ただし、工期が短い工事や短いスパンでの工程管理が必要な工事などは、監督員の求めに応じて工事旬報、工事月報、工事週報などの書類を提出すること。		
22-20	工事週報		■			■				
23-1	休暇期間中の緊急連絡体制		■	■		■		休暇期間(ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇)の10日前までに提出すること。		
24-1	事故速報【発注者用】	■				■				
24-1-1	事故等の報告書		■	■		■	■	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、事故等の報告書を提出すること。		岡山県土木工事共通仕様書
25-1	工期延期願		■	■		■				倉敷市工事請負契約約款第21条 倉敷市工事執行規則第50条

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
26-1	不可抗力による損害の通知について		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第29条 倉敷市工事執行規則第56条
26-1-1	被災内訳 (添付書類)【不可抗力による損害の通知について】		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第29条 倉敷市工事執行規則第56条
26-5	不可抗力による損害額の協議について		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第29条 倉敷市工事執行規則第56条
27-1	工事現場内に搬入した工事材料の工事現場外搬出について		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第13条 倉敷市工事執行規則第44条
28-1	支給材料又は貸与品の不適当について		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第15条 倉敷市工事執行規則第46条
28-5	支給材料(貸与品)受領書(借用書)		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第15条 倉敷市工事執行規則第46条
28-10	支給材料(貸与品)返納書		■	■			■			倉敷市工事請負契約約款第15条 倉敷市工事執行規則第46条
29-1	中間前払金認定請求書		■	■			■	当初の前払金(請負代金額の4割)に加え、一定の要件を満たしている場合に、工期の半ばで更に2割の前払金を行うことができる。 ①請負代金額が1,000万円以上。②工期の2分の1を経過。 ③工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ④既に行われた作業に要する経費が請負代金額の額の2分の1以上の額に相当。		
29-5	中間前払金認定調書		■				■	当初の前払金(請負代金額の4割)に加え、一定の要件を満たしている場合に、工期の半ばで更に2割の前払金を行うことができる。 ①請負代金額が1,000万円以上。②工期の2分の1を経過。 ③工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ④既に行われた作業に要する経費が請負代金額の額の2分の1以上の額に相当。		
29-10	請求書(中間前払)		■				■	請負金額が1,000万円以上の工事については、既にした前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金(中間前払金)を請求することができる。		倉敷市工事請負契約約款第34条
29-10-1	保証証書(中間前払)		■					公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業者と保証契約を締結する場合には、請求書に当該保証証書(正副2通)を添えて提出すること。		倉敷市工事請負契約約款第34条

No.	書類名称	作成者						HP掲載	内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課			受注者保管	
30-1	資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更請求について【増額単品スライド】		■	■			■	様式1 (別紙1)スライド請求品目一覧表を添付すること。		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
30-1-1	(別紙1)スライド請求品目一覧表 (添付書類)【資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更請求について】		■	■			■	様式1-1			
30-5	資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更の協議日について(通知)	■					■	様式2		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
30-10	資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について		■	■			■	様式3 (別紙2)請負代金額変更請求額計算書を添付すること。			
30-10-1	(別紙2)請負代金額変更請求額計算書 (添付書類)【資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について】		■	■			■				
30-15	請負工事既済部分検査要求書既済部分検査要求書		■	■			■	様式4 契約約款第25条第5項の適用を請求する場合に使用。		倉敷市工事請負契約約款第37条 岡山県土木工事共通仕様書	
31-1	資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更請求及び変更協議日について【減額単品スライド】	■					■	様式6 (別紙3)減額スライド請求品目一覧表を添付すること。		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
31-1-1	(別紙3)減額スライド請求品目一覧表 (添付書類)【資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更請求及び変更協議日について】	■					■				
31-5	資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について		■	■			■	様式7 (別紙4)減額スライド請求品目一覧表を添付すること。			
31-5-1	(別紙4)使用資材及び購入単価等報告書(変更金額計算書) (添付書類)【資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について】		■	■			■				
32-1	工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更請求について		■	■			■	様式1-1		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
32-5	工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更請求について	■					■	様式1-2		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
32-10	工事請負契約約款第25条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)	■					■	様式2		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	
32-15	工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)	■					■	様式3-1		倉敷市工事請負契約約款第25条 倉敷市工事執行規則第78条	

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
32-15-1	(別添)承諾書 【工事請負契約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)】	■		■		■				倉敷市工事請負契約款第25条
32-20	工事請負契約款第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について(協議)	■				■		様式3-2		倉敷市工事請負契約款第25条
33-1	工事完成確認報告書(中間)		■	■		■		【中間検査提出書類】契約書類、下請関係書類(施工体制台帳等)、現場代理人等選任届、施工計画書、実施工程表、材料承諾願、協議書等、出来形管理表、工事写真および、発注課から指示される書類。		
34-1	工事目的物の使用について(協議)	■				■				倉敷市工事請負契約款第33条 倉敷市工事執行規則第66条
34-5	工事目的物の使用について(同意)		■	■		■				倉敷市工事請負契約款第33条 倉敷市工事執行規則第66条
35-1	工事完成確認報告書(出来形)		■	■		■		【出来形検査提出書類】契約書類、出来形調書、出来形管理表、工事写真および、発注課から指示される書類。		
35-5	請負工事既済部分検査要求書		■	■		■				倉敷市工事請負契約款第37条 岡山県土木工事共通仕様書
35-10	請求書(部分払)		■	■			■			倉敷市工事請負契約款第37条 岡山県土木工事共通仕様書
36-1	指定部分完成届		■	■		■				倉敷市工事請負契約款第38条
36-5	引渡書		■	■		■				倉敷市工事請負契約款第31条

4. 工事検査合格後

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
51-1	請求書(竣工払)		■	■						倉敷市工事請負契約約款第32条 倉敷市工事執行規則第79条
52-1	請求書(契約保証金還付)		■		■			契約保証金を現金で支払った場合。		
53-1	保証書に係る領収書		■		■			銀行等の保証書を提出している場合。		
54-1	工事検査合格通知書及び工事成績評定通知書	■								倉敷市工事請負契約約款第31条 倉敷市工事検査規程第12条 倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第8条
54-1-1	細目別評定点	■								
55-1	工事成績評定に係る説明請求		■	■						倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第9条
55-1-1	工事成績評定に係る説明書(回答)	■								倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第9条
55-5	工事成績評定に係る再説明請求		■	■						倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第10条
55-5-1	工事成績評定に係る再説明書(回答)	■								倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第10条
56-1	評定内容の修正通知	■								倉敷市請負工事成績評定及び通知要領第11条

5. その他(検査不合格後)

No.	書類名称	作成者		提出先		HP掲載		内容	提示	作成根拠
		発注者	受注者	担当課	契約課	検査課	契約課		受注者保管	
57-1	工事検査に関する指示事項	■								岡山県土木工事共通仕様書 倉敷市工事執行規則第60条 倉敷市工事検査規程第13条
57-1-1	工事修補確約書		■	■		■				
57-1-2	工事修補完了届		■	■		■				倉敷市工事執行規則第60条
57-1-3	工事修補確認報告書		■	■		■				